○評価基準〔知識等習得コース〕

（令和9年度）

評価項目	評 価 内 容				配点
提案項目① （訓練内容）	(1) 府内の**企業ニーズ、受講者ニーズ**を的確に把握しているか。				10点
	(2) 訓練カリキュラムに**創意工夫**が見られるか。				10点
	(3) 仕様に定める訓練目標、仕上り像、策定ポイントに対して**実現性のある訓練**が実施できるか。				10点
提案項目② （就職支援）	(1) 職業訓練として**適切な就職支援内容と実施体制**が整えられているか。				10点
	(2) **就職率向上に向けた具体的な取組みの**計画及び**就職困難者に対する支援**に工夫があるか。				10点
重点項目	(1) 訓練の質の向上のため、**事業者の職員研修等の人材育成が図られているか。**				10点
	(2) 施設、設備等において**訓練が受けやすい環境整備が図られているか。**				
	(3) 上記(1)(2)以外に**訓練の質の向上に向けた新たな取組みがあるか。**				
小　計					60点
業務実施面	業務実施体制	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けている。(注1)	ゴールド認定	5点	5点
			シルバー認定	3点	
			ブロンズ認定	1点	
		訓練定員に対して設定した最少実施人数の割合	定員の25%以下で設定	5点	5点
			定員の35%以下で設定	3点	
			定員の50%以下で設定	2点	
			定員の65%以下で設定	1点	
		訓練実施会場	京都府内北部地域での実施（園部以北）	1点	1点
	就職実績等	令和6年度以降において職業訓練実績がある場合の就職実績 （別表で定める区分に応じて配点）			16点
		令和4年度以降において京都府が委託する職業訓練の実施は初めてである。			3点
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者である。		府内に本店がある	5点	5点
			府内に支店、営業所等がある	3点	
			上記以外で府内在住者を雇用	1点	
価格点	仕様書7(4)①に規定する単価の範囲内である。				5点
小　計					40点
合　計					100点

【配点基準】

評 価	基　準	配 点
A	優れている	9～10点
(B+)	やや優れている	7～8点
B	標 準	5～6点
(B−)	やや劣っている	3～4点
C	劣っている	1～2点

＜別 表＞ 業務実績（就職実績）

区　分		① 京都府委託訓練において同一系統訓練コース（注2）の実績がある場合	② 京都府委託訓練において別系統訓練コース及び府内における求職者訓練の実績がある場合	③ 他府県で実施した訓練の実績がある場合
提案時点で確定している職業訓練就職率の平均値	95%以上	16点	14点	12点
	90%以上95%未満	15点		
	85%以上90%未満	14点	12点	10点
	80%以上85%未満	13点		
	75%以上80%未満	12点	10点	8点
	70%以上75%未満	11点		
	65%以上70%未満	10点	8点	6点
	60%以上65%未満	9点		
	60%未満	―	―	―

（注1）「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度運営要領　第8　認定マーク使用に関する経過措置」を適用できる場合はゴールド認定とする。

（注2） 同一系統訓練コースは、「事務系（オフィス・経理）」、「医療系」、「Web・デザイン系」、「介護系」の4区分とする。